

入札公告

県立中央病院E R棟新築工事のうち空調工事について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月3日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工 事 名 県立中央病院E R棟新築工事のうち空調工事
- (2) 工 事 箇 所 徳島市南蔵本町1丁目
- (3) 工 事 概 要 E R棟（鉄筋コンクリート造・免震構造・地上5階建・延べ面積6,746㎡）
渡り廊下（鉄骨造・地上5階建・延べ面積416㎡）の新築
他本館棟を改修する空調工事
- (4) 施 工 期 間 契約締結日の翌日から令和4年12月31日まで
- (5) 設 計 金 額 529,518千円（税抜き）
- (6) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）・建築・JV）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
- (7) その他
 - ① この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での共同施工とする。
 - ② この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ③ この入札は、総合評価落札方式（標準型）により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。
 - ④ この入札は、徳島県低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。
 - ⑤ 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（徳島県低入札価格調査制度実施要綱第6条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う。）。
なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑥ 未公表の入札情報を入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑦ この入札は、徳島県入札監視委員会入札適正審査部会の審議対象となる場合があるため、次に掲げる場合には、調査を行うとともに落札候補者の決定から落札者の決定までに所要の日数を要する。
ア 入札を行った者が落札候補者のみの場合又は予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち落札候補者以外の参加者がした入札がすべて失格又は無効となった場合
イ 落札候補者の入札金額が予定価格又は失格基準価格に近い場合
 - ⑧ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

- (1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和3年8月3日（火）～ 令和3年9月3日（金）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階病院局経営改革課
設計図書等の電子閲覧	令和3年8月3日（火）～ 令和3年9月3日（金）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県PPI））
設計図書等に関する質問	1回目	徳島市万代町1丁目1番地

書の提出	令和3年8月3日(火)～ 令和3年8月19日(木)	徳島県庁10階病院局経営改革課 経営戦略担当 ファクシミリ 088-654-9086 E-mail byouinkyokukeieikaikakuka@ pref.tokushima.jp
	2回目 令和3年8月20日(金)～ 令和3年8月25日(水)	
質問書に対する回答書の 電子閲覧	1回目 令和3年8月23日(月)～ 令和3年9月3日(金)	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))
	2回目 令和3年8月27日(金)～ 令和3年9月3日(金)	

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。

※3：2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。

※4：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。

※5：紙閲覧を希望する事業者は7の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和3年8月19日(木) 午前8時30分～令和3年8月31日(火)午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和3年9月1日(水) 午前8時30分～令和3年9月3日(金)正午	電子入札システム
開札執行	令和3年9月6日(月) 午前11時00分	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階病院局経営改革課

※1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する共同企業体であることとする。

(1) 共同企業体に関する資格要件

① 構成員数は、2又は3であること。

② 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

③ 各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数が2の場合は30パーセント以上、構成員の数が3の場合は20パーセント以上とする。

④ 次によらない共同企業体名称は、無効とするので注意すること。

ア 共同企業体名称は

「代表構成員名・構成員名・構成員名 県立中央病院ER棟空調工事共同企業体」とすること。

- イ 代表構成員名及び構成員名については、(株)、株式会社、(有)、有限会社等の会社の法人種別を示す文言は記載しないこと。
- ウ 共同企業体名称のうち、「構成員名」と「県立中央病院ER棟空調工事共同企業体」の間は全角1字分の「空白」を設けること。
- エ 共同企業体名称が「・」「空白」を含めて50文字を超える場合は、7の問い合わせ先に連絡すること。
- オ 工事名と共同企業体名称は異なるので注意すること。
- ⑤ 徳島県建設工事共同企業体取扱要綱（平成元年監第52号。以下「共同企業体要綱」という。）に定める要件を満たしていること。
- (2) 全ての構成員に必要な資格要件
- ① 令和3年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「管工事」で記載されている者であること。
- ② この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。
- 大阪府大阪市中央区博労町2-1-13
株式会社日総建大阪事務所
及び
徳島県徳島市福島1-5-6
株式会社宮建築設計
- (3) 代表構成員に必要な資格要件
- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の「管工事」の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が900点以上の者であること。
- ② 次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築をいう。）の空調工事（建築基準法第2条3号の建築設備のうち暖房、冷房、排煙又は換気設備工事をいう。）の元請けとして、平成18年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合であること。
- なお、建築基準法第2条第13号による建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。
- ア 1棟の延べ面積が6,000㎡以上であること。
- イ 主要用途が病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項による病院をいう。）であること。
- ウ 免震構造であること。
- ③ 徳島県発注の空調工事（建築基準法第2条3号の建築設備のうち暖房、冷房、排煙又は換気設備工事をいう。）において入札参加実績（無効となったものを除く）を有する者又は令和2年度までに徳島県県土整備部営繕課に指名工事種別を空調工事として指名要望を提出し受理された者であること（ただし、いずれの場合においても、本工事開札日において指名工事種別が空調工事以外の工事としている者及び令和2年度以降に他の工事から空調工事へ指名工事種別を変更した者を除く。）。
- ④ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。
- なお、この工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
- ア 1級管工事施工管理技士若しくは技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者又はこれらと同等以上の資格を有する者
- イ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（管工事業に係るものに限る。）及び第26条の4第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 平成18年4月1日から当該入札公告日までの間に完成し、引き渡し完了した建築（建築基準法第2条第13号による建築をいう。）の管工事（建築基準法第2条3号の建築設備のうち暖房、冷房、排煙又は換気設備工事をいう。）の元請として、次の条件を全て満たす現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者又は主任技術者としての工事経験を有する者
- ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合であること。
- なお、建築基準法第2条第13号による建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修

工事は含まれないので注意すること。

(ア) 1棟の延べ面積が6,000㎡以上であること。

(イ) 主要用途が病院（医療法第1条の5第1項による病院をいう。）であること。

※建築基準法第2条第13号による建築とは次のことをいう。

新築：建築物のない敷地に建築物をつくること。

増築：既存の建築物に継ぎ足して建築物をつくること。（継ぎ足した部分の面積を評価）

改築：既存の建築物を解体撤去し、同じ用途、構造、階数で建築物をつくること。

移転：同一敷地内で建物を移動して建築物をつくること。

エ 開札日以前に申請者（代表構成員）と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

⑤ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

(4) 代表以外の構成員に必要な資格要件

① 県内業者（建設業法上の主たる営業所が徳島県内にある者）であり、(2)の①の参加資格業者名簿の「管工事」の格付けがA級の者であること。

② 平成23年度からこの入札公告日までの間に徳島県発注の「空調工事」（建築基準法第2条3号の建築設備のうち暖房、冷房、排煙又は換気設備工事をいう。）において、入札参加実績（無効となったものを除く。）を有する者又は令和2年度までに徳島県県土整備部営繕課に指名工事種別を空調工事として指名要望を提出し受理された者であること（ただし、いずれの場合においても、本工事開札日において指名工事種別が空調工事以外の工事としている者及び令和2年度以降に他の工事から空調工事へ指名工事種別を変更した者を除く。）。

③ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できる者であること。

ア 1級管工事施工管理技士若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体力学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体力学」、又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者又はこれらと同等以上の資格を有する者

イ 開札日以前に申請者（代表以外の構成員）と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は2の(2)の期間とする。

(1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式（標準型）における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

① 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体要綱様式第1号）の写し

② 入札参加資格確認票（様式1）

③ 総合評価（標準型）加算点等算出資料申請書

・落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「共同企業体名」，「構成員名」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は加算点の算出を行わないものとする。

・配置予定技術者は、各構成員毎に最大3名まで申請できるが、代表構成員が複数の配置予定技術者を申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者は、その雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・現場施工期間と工場製作期間で技術者を交代させる場合には、現場施工期間に配置する技術者で評価を行うので注意すること。

④ 総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）

・「総合評価に関する事項」の1の②の簡易な施工計画の評価を行うための資料とするので、この点に注意して、簡易な施工計画を記載すること。

⑤ 総合評価（技術提案）申請書（様式4）又は（様式5）

・「総合評価に関する事項」の1の①の技術提案の評価を行うための資料とするので、この点に注意して記載すること。

・様式4（その2）、様式5のいずれかの様式に記載すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 共同企業体に関する事項に係る留意事項

(1) 構成員名の記載方法

共同企業体の名称における「構成員名」の記載方法については、共通事項の「特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（記載例）」を確認すること。

(2) 電子入札システムの入力

電子入札システム画面に表示されている「JV参加」欄へのチェック及び「企業体名称」欄への名称入力（名称については、入札公告の3を参照し、正確に入力すること。）を必ず行うこととする。このチェック及び名称入力を行わずに、申請書の提出を行った場合は、単体企業での申請となり、共同企業体としての申請とはならないので、入札を無効とする。また、共同企業体名称の入力誤りについても、入札公告の3の共同企業体に関する資格要件を満たさないため、入札を無効とする。

6 その他

- (1) 特定建設業・一般建設業の許可区分，監理技術者や主任技術者の配置については，次ページの<注意事項>を確認し，建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

7 問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県庁10階病院局経営改革課経営戦略担当（電話 088-621-2323）

<注意事項>

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、6,000万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「管工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イに該当する者（又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び同法第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)			その他の建設業(左記以外の22業種)		
	土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額	4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事(工事1件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事)に配置される場合				
	監理技術者資格者証	必要※	不要	必要※	不要	

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

※共同企業体での共同施工の場合、特定建設業者である代表構成員が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任配置する必要があります。また、全ての構成員は、国家資格を有している技術者を配置する必要があります。

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。